

BOKOMI サポーター制度について



目的・背景

防災福祉コミュニティは、市民・事業者・市が協働して、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、日常の地域福祉等のコミュニティ活動で育まれた住民相互の助け合いのきずなを、災害等発生時に、初期消火、救出救護、要援護者への支援を含めた避難活動などの災害活動に有効に活かせるよう、普段から福祉活動、防災活動等に積極的に取り組むコミュニティです。

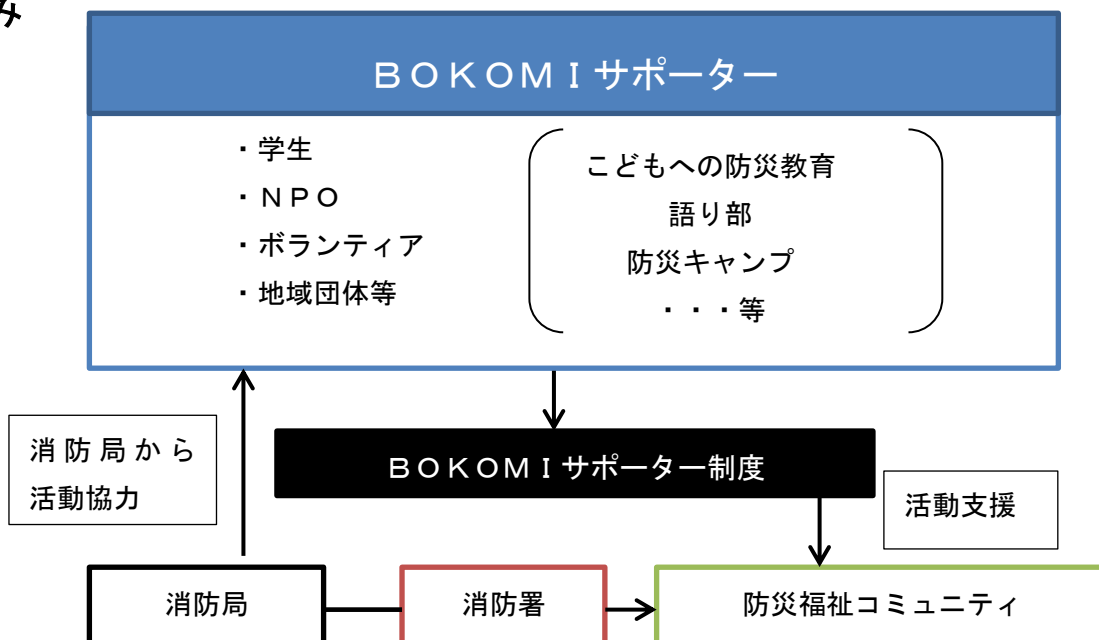
防災福祉コミュニティの方々は、地域の特性や災害リスクに応じた訓練を実施して、熱心に防災活動に取り組んでいただいております。しかしながら、新たな参加者の取り込み等には苦勞をされています。

これまでも消防局では、防災の知識のある消防係員の地区担当者により、訓練の相談や訓練時の活動支援を行ってききましたが、今まで以上に新たな形での地域防災活動の支援が必要であると考えています。

そこで消防局では、**BOKOMI サポーター制度**を創設します。これは、大学のボランティアグループや防災に関する専門的な知識やコンテンツを有する団体などを予め消防局で登録し、地域がその登録団体の中から支援して欲しい団体を選び、地域活動の支援をいただく新たな制度です。

これまで地域の防災福祉コミュニティ活動では取り入れたことがない、新たな視点による防災メニューを取り入れることにより、参加者の広がりや防災福祉コミュニティ活動の活発化が期待できます。

仕組み



登録要件

下記の2つの要件を満たす方をBOKOMIサポーターの対象とさせていただきます。

- (1) BOKOMIサポーターは、原則、神戸市に在住、在勤または在学し、地域防災活動への貢献を目的とされている団体、個人の方を対象とさせていただきます。ただし、神戸市外の方であっても、神戸市内で市民の方を対象とした防災に関する活動実績がある場合など、消防長が適当と認める場合は登録の対象とさせていただきます。
- (2) 自助、共助の理念に基づく知識を有している、若しくは防災に関する活動の経験がある、又は非常時に役立つ知識、技能を有している団体、個人の方。

登録方法

- ①BOKOMIサポーター登録申請書（様式第1号）に必要事項をご記入いただき、
- ②申請する方の身分を証明できるもの（運転免許証等）の写し、
- ③団体の場合は規約等の写しを添えて、下記宛先へ郵送若しくはご持参願います。お近くの消防署でも構いません。

【宛先】〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所 危機管理センター3階
予防部予防課地域防災支援係

登録について消防局で登録要件を確認させていただいた後、BOKOMIサポーター登録結果通知書（様式第2号）にて結果をお伝えします。登録をさせていただいた場合は、BOKOMIサポーター登録証（様式第3号）も併せて送付します。

※登録前に、消防局から電話にてヒアリング、ならびに実際に活動されているところを見学させていただく場合がございます。

その他

- (1) 個人情報の取扱いにつきましては、神戸市個人情報保護条例に従い、取扱いいたします。
- (2) 支援活動の際のケガ等に備えて、各自でボランティア保険に加入する等の対応を推奨します。

BOKOMIサポーター制度の詳細等につきましては、下記担当までご連絡ください。

神戸市消防局 予防部予防課地域防災支援係 (078) 322-5754